

三条市高齢者福祉計画 第7期介護保険事業計画

〈計画期間〉平成30年度～平成32年度



平成30年3月
三 条 市

目次



第1章 計画策定の基本的な考え方	
1 計画策定の趣旨	8
2 計画の性格・位置付け	9
3 計画期間	9
4 介護保険法等の改正	10
5 計画の推進体制等	11
(1) 策定体制	11
(2) 市民の意見反映	11
(3) 計画の検証及び見直し	11
6 日常生活圏域の設定	12
第2章 高齢者を取り巻く状況と課題	
1 高齢化の動向	14
(1) 人口・高齢者数の推移と見通し	14
(2) 要介護（要支援）認定者数の推移と見通し	16
(3) 認知症高齢者数の推移と見通し	20
(4) 一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の推移と見通し	21
(5) 標準給付費、地域支援事業費の推移	22
(6) 三条市高齢者実態調査の概要	24
(7) 介護支援専門員（ケアマネジャー）アンケート調査の概要	32
2 第7期計画策定における課題の整理	37
第3章 計画の基本目標と施策体系	
1 基本目標	40
2 施策の体系	42
第4章 施策の展開	
1 地域共生社会に向けた地域包括ケアシステムの推進体制の強化	44
(1) 地域包括ケアシステム推進のための拠点の整備	44
(2) 障がい・生活困窮分野との協働した支援ネットワークの構築	47
(3) 地域包括支援センターの機能強化	48
2 在宅医療・介護の連携を図るための体制強化	51
(1) ICTを活用した医療・介護情報共有ネットワークの拡充	51
(2) 圏域単位の多職種連携の強化	53

(3) 入退院に係る病院と地域との切れ目のない支援のための仕組みづくり..	54
(4) 市民への啓発の強化.....	55
3 住民主体の生活支援体制の整備.....	56
(1) 通いの場を通じた支え合い関係づくりの推進.....	56
(2) 意欲のある高齢者が生活支援の担い手として活躍できる環境整備..	58
(3) 地域に合った生活支援体制の強化.....	60
4 介護予防の充実及び自立支援・重度化防止の推進.....	62
(1) 外出機会や社会参画機会の拡大.....	62
(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実.....	67
(3) 自立を基本としたケアマネジメントの実施体制の充実.....	70
(4) 専門的知見を活用した介護予防事業の充実.....	72
(5) 医療・介護データの分析に基づく効果的な取組の研究.....	74
5 認知症施策の推進.....	75
(1) 認知症の容態に応じた適時、適切な医療・介護等の提供.....	75
(2) 認知症の方の介護者への支援の充実.....	79
(3) 認知症に対する理解促進による見守り体制の構築.....	81
(4) 成年後見制度の利用促進.....	83
(5) 高齢者虐待の防止.....	85
6 安定した介護保険サービスの充実.....	86
(1) 介護保険サービスの拡充.....	86
(2) 介護給付等適正化の推進.....	91
(3) 在宅介護を支援するサービスの充実.....	94

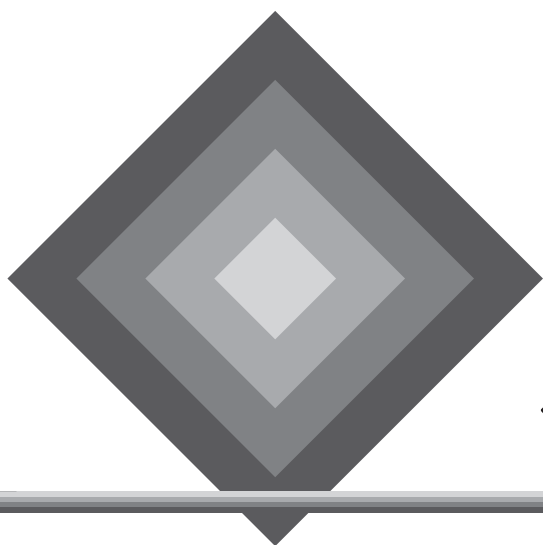
第5章 介護保険サービス等の見込み及び介護保険料の算定

1 介護保険サービス等の見込み.....	100
(1) 被保険者、要介護認定者等の見込み.....	100
(2) 介護保険サービス量の見込み.....	102
(3) 標準給付費及び地域支援事業費の見込み.....	105
2 介護保険料（65歳以上）の算定.....	107
(1) 介護保険料を算定するに当たっての諸要件.....	107
(2) 介護保険料の合計所得金額の基準の見直し.....	107
(3) 基準月額保険料の設定.....	108

資料編

1 三条市介護保険運営協議会審議経過.....	112
2 パブリックコメント実施概要.....	113
3 三条市介護保険運営協議会委員名簿.....	114

※ 本計画内の平成31年以降の元号表記につきましては、平成31年5月1日の改元に伴い、元号が決定した段階で新たな元号に読み替えるものとします。



第 1 章

計画策定の
基本的な考え方

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

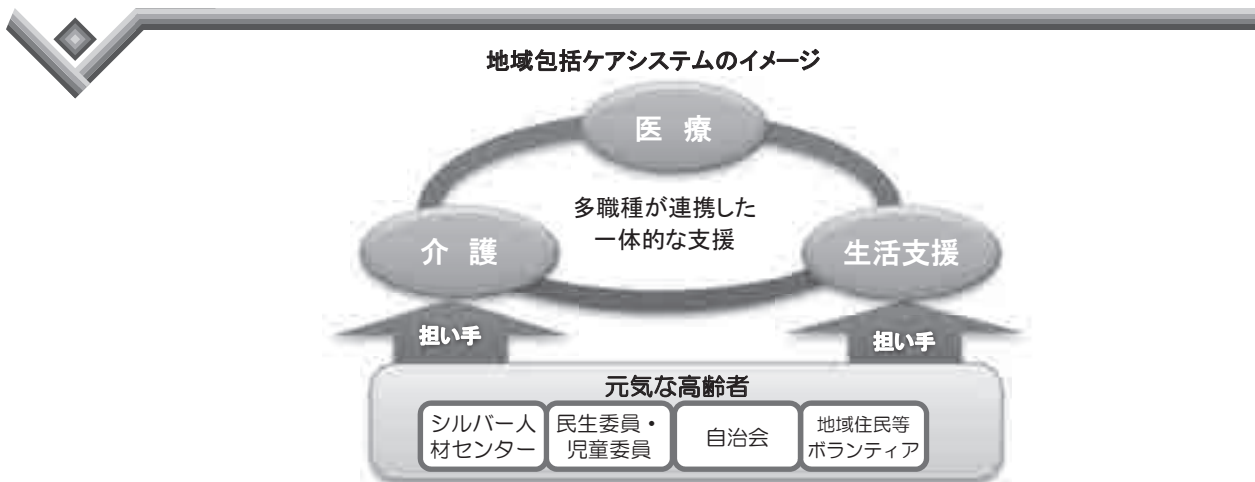
我が国では、少子高齢化、人口減少が進行しており、特に団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)には、65歳以上の高齢者が3,657万人、高齢化率は30.0%となり、要介護認定を受ける割合が高くなる75歳以上の人口については、2,179万人と今後も急速な増加が見込まれています。

本市の高齢者人口は、平成33年度まで増加を続け、その後は減少に転じるものの、75歳以上の後期高齢者人口は平成42年度まで増加し続ける見込みです。また、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯[※]及び認知症高齢者が増加することや、高齢者のうち約6割が、高齢により日々の生活を営む上で支援や介護が必要となったとしても、住み慣れた地域で暮らし続けたいと願っていることから、介護施設での施設サービスの需要が更に高まるとともに、在宅での生活を支える持続可能なケア体制の構築が必要です。

これらのことから、介護ニーズが高まる後期高齢者の人口動態等を踏まえた上で、地域包括ケアシステムの体制強化による地域での生活を維持できる環境づくりや、介護予防、自立支援等の取組、長期的な視点に立った計画的な施設整備を進めていかなければなりません。

三条市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画では、平成42年度を見据えて第6期で構築してきた医療と介護、生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの理念を堅持しつつ、その基盤の拡充に向けて、医療、介護、生活支援が資源の垣根を越えて補いながら、安定的にケアが提供される仕組みを構築していきます。また、高齢者やその家族に関わる障がいや生活困窮など、様々な分野にわたる生活課題を解決する地域共生社会の実現に向けた取組や高齢者が生きがいを持って生活を営むことができる環境整備、地域づくりを推進し、「生涯にわたり住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまち」の実現を目指して、各種施策を展開するため、本計画を策定しました。

※ 夫婦又は親子ともに高齢者であるなど、一世帯に複数の高齢者のみで構成された世帯



2 計画の性格・位置付け

本計画は、少子高齢、人口減少社会に適切に対処していくという観点から策定した「三条市総合計画」（計画期間：平成27年度～平成34年度）を上位計画とし、その基本理念等を踏まえ、高齢者福祉・介護保険事業の個別計画として策定しました。

また、本計画は老人福祉法第20条の8の規定に基づく市町村老人福祉計画と、介護保険法第117条の規定に基づく市町村介護保険事業計画を一体の計画として策定し、関連する（案）健康増進計画及び第5期障がい福祉計画と整合性を図っています。

3 計画期間

平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間としています。

計画の期間



4 介護保険法等の改正

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止や、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら十分な介護サービスの確保に加え、医療、介護、自立した日常生活の支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を更に推進していくため、平成29年6月の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」の公布により、介護保険法、医療法、社会福祉法等の関係法律が改正されました。

介護保険制度については、「地域包括ケアシステムの深化と推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」の2点から改正が行われ、平成29年度から介護納付金への総報酬割の導入が施行され、そのほかは平成30年度から順次施行されます。

介護保険制度改正の主な内容

1 地域包括ケアシステムの深化・推進	
(1) 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進	介護保険法 平成30年4月から
(2) 医療・介護の連携の推進等	介護保険法、医療法 平成30年4月から
(3) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等	介護保険法、社会福祉法等 平成30年4月から
2 介護保険制度の持続可能性の確保	
(1) 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。	介護保険法 平成30年8月から
(2) 介護納付金への総報酬割の導入	介護保険法 平成29年8月から

5 計画の推進体制等

(1) 策定体制

本計画は、被保険者、学識経験者、保健・医療・福祉の関係者及び被用者保険等保険者を委員とする「三条市介護保険運営協議会」での審議を踏まえて策定しました。

(2) 市民の意見反映

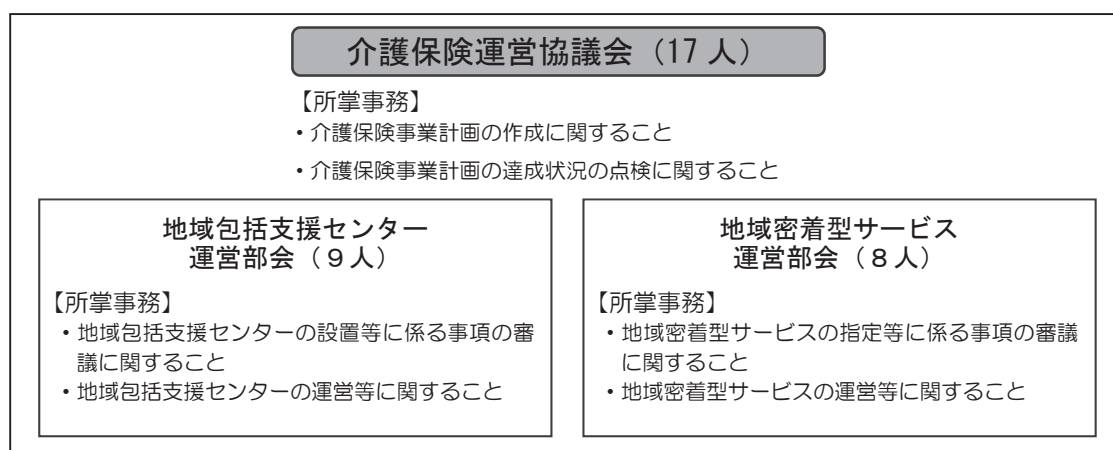
計画策定に当たっては、地域の実情に即した介護保険事業等を効果的に推進していくため、平成29年4月に「三条市高齢者実態調査」を実施し、65歳以上の要支援・要介護の認定を受けていない方及び要支援1・2の方を対象に介護予防や日常生活、高齢者のニーズに関する内容について、また、在宅で要支援・要介護の認定を受けている方とその介護者を対象に介護実態について把握し、その結果を計画に反映させました。

また、平成30年2月に第7期計画（案）についてのパブリックコメント*を実施し、広く市民の意見を反映しました。

(3) 計画の検証及び見直し

本計画に定める各年度の達成状況の点検及び評価について、三条市介護保険運営協議会において毎年度検証を行います。また、施策等の進捗を踏まえながら、計画期間中においても必要に応じて見直しを行うものとしします。

介護保険運営協議会



※地域包括支援センター運営部会は介護保険法施行規則第140条の66第2項、地域密着型サービス運営部会は介護保険法第42条の2第5項等を根拠として設置しています。

※ 市の基本的な施策などの策定過程において、市民誰もが閲覧できるよう施策の案を公表し、その案に対する市民の意見を募り、施策等に反映させること

6 日常生活圏域の設定

日常生活圏域[※]については、大島中学校区が嵐南、東圏域(井栗大崎圏域)の2つの圏域に分割されていること、また、今後地域包括ケアシステムの構築を進めるに当たり、民生委員・児童委員や自治会の協力はもとより、介護保険事業における地域住民の一体感を更に深めて行く必要があることから、大島中学校区を大島圏域に再編し、全体で「6圏域」を設定しました。

日常生活圏域の設定



日常生活圏域	
嵐北圏域	第二中学校区、第三中学校区
嵐南圏域	第一中学校区、本成寺中学校区
井栗大崎圏域	第四中学校区、大崎中学校区
大島圏域	大島中学校区
栄圏域	栄中学校区
下田圏域	下田中学校区

※日常生活圏域は、中学校区域を基本としています。

圏域	総人口	65歳～74歳人口	75歳～人口	高齢者人口	高齢化率
嵐北	23,148人	3,153人	4,009人	7,162人	30.9%
嵐南	28,562人	4,246人	4,484人	8,730人	30.6%
井栗大崎	23,683人	3,661人	3,286人	6,947人	29.3%
大島	4,097人	469人	513人	982人	24.0%
栄	10,868人	1,643人	1,632人	3,275人	30.1%
下田	9,369人	1,508人	1,693人	3,201人	34.2%

※住民基本台帳 平成29年3月31日現在

※ 住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案した圏域